福祉援護センター指定管理者選考委員会

傍聴者遵守事項

傍聴者には以下の遵守事項を守っていただきます。

① 選考委員会委員又は指定管理者申請団体の説明者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

② 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

③ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

④ 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

⑤ 飲食又は喫煙をしないこと。

⑥ 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

⑦ メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。

⑨ むやみに席を離れないこと。

⑩ 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

傍聴者が前項に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができます。